

「(仮称)防災アリーナ整備事業」に係る  
規模の見直し賛否を問う

間神栖市選挙管理委員会 0299-90-1125

# 住民投票が行なわれます

大切な1票  
必ず投票に行きましょう。

第2回神栖市議会臨時会において、  
『(仮称)防災アリーナ整備事業』に係る  
規模の見直し賛否を問う住民投票条例の  
制定についての議案が提出され、可決  
されました。

この条例の施行により、60日以内に住  
民投票を行わなければならぬことか  
ら、10月1日と定められました。

投票日  
**10月1日(日)**

住民投票とは

住民投票とは、特定の問題について、  
直接、市民が意思を示す制度です。

今回の投票は、有権者の50分の1以上  
の有効な署名により提出された住民投票  
条例案が議会で審議・可決されたことか  
ら実施されます。

当日投票に行けない方は期日前投票が  
できます。

期間 9月22日(金)～30日(土)

午前7時～午後6時

投票方法は

神栖中央公園に建設中の「(仮称)防災  
アリーナ整備事業」に係る規模の見直し  
について、2つの選択肢からどちらかを  
選んでいただきます。

- 規模の見直しに**反対**される方は  
投票用紙に **X** と書いて投票してください。
- 規模の見直しに**賛成**される方は  
投票用紙に **○** と書いて投票してください。



\*詳細は、9月15日発行の広報かみす  
特別号をご確認ください